

コラボ産学官支部設置要綱

1. 趣旨

コラボ産学官本部規則第 20 条に基づき、コラボ産学官支部の設置要件を定めるもので、支部を設置する場合には、本要綱に基づくものとする。

2. 支部設置の目的

一般社団法人コラボ産学官（以下、「当法人」という）の目的に賛同し、地域の産業界、教育研究機関、行政等公的機関などが連携し、さらにコラボ産学官本部（以下、「本部」という）との連携を通して、地域の活性化に寄与することを目的とする。

3. 支部の名称

支部の名称は「コラボ産学官〇〇支部」と称する。

4. 支部の会員と構成

- 1) 支部は原則として都道府県単位で設置する。
- 2) 支部の会員は、当該地域に居住または事業所を有する個人または団体とする。なお、本部の会員と支部の会員を兼ねることもできる。
- 3) 支部の会員は、当法人の目的に照らして、産業界、教育研究機関、行政等公的機関など広い分野から構成されることが望ましい。
- 4) 支部の会員には、地域の金融機関（信用金庫等）を含むことを原則とする。

5. 支部会員の会費

支部会員の会費については、支部会則によって定める。ただし、本部の会員から支部会費を徴収することはできない。

6. 支部事務局

- 1) 支部には事務局を置き、支部業務の統括を行うとともに、本部との連絡窓口の機能を持たせる。
- 2) 支部事務局は、原則として金融機関（信用金庫等）内に置く。

7. 支部の役員

支部には、役員として少なくとも、支部長及び支部事務局長を置く。支部長及び支部事務局長は、コラボ産学官本部規則第 15 条に定める支部協議会及び事務局長会議に出席するものとする。

8. 支部の会計

支部の会計は、支部毎の独立とし、本部会計とは連結しない。

9. 支部の権利

支部は、一般社団法人コラボ産学官会員規則第 5 条に定める会員の権利を有する。

10. 支部会則

支部は、その運営にかかわる会則を、本要綱並びに添付参考資料に基づき立案し、本部理事長に届け出てその承認を得なければならない。会則を変更するときも同様である。

11. 支部の設置手続き

- 1) 新たに支部を設置するときは、支部会則（案）及び主な会員予定リストを添えて、本部理事長に申し出るものとする。
- 2) 前項の申し出があったときは、本部理事長は本部常任理事会の承認を得て、支部認定書を交付する。

12. 支部による法人格の取得

支部が法人格を取得しようとするときは、別途、当法人与締結する契約内容に従うものとする。

（附則）

本要綱は、平成20年4月1日から施行する。

平成20年12月10日一部改訂。